

令和5年度第1回 山梨県大規模小売店舗立地審議会 会議録

1 日 時 令和5年11月13日(月) 午後3時00分～午後3時40分

2 場 所 恩賜林記念館東会議室

3 出席者

(委 員) 高村委員 中澤委員 松浦委員 賀委員 箕浦委員

(事務局) 産業政策課 課長 企画・団体・商業担当(3人)

4 傍聴者等の数 2人

5 会議次第

(1) 開会

(2) 審議

(3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出の処理状況について

(4) 閉会

6 会議に付した事案の件名

(1) 「(仮称)ダイレックス湯村店」の新設について【公開】

7 議事の概要(敬称略)

(1) 「(仮称)ダイレックス湯村店」の新設について

(事務局) (届出書、意見の状況、報告書、連絡会議の説明)

(会 長) 事務局から説明があった「(仮称)ダイレックス湯村店」の新設について、意見や質問等があれば述べていただきたい。

(委 員) 騒音に関しては、夜間の自動車走行騒音レベルの最大値が、敷地境界では規制基準値を上回っていたものの、道路の向かい側の保全対象側の場所で再予測を行った結果、基準値を下回ったという内容であるが、結論としては、特に問題はない。

これは、もともと車が通れば、多少基準値を超えてしまうというような場所で、工

場騒音などを規制する場合のやり方を踏襲しているために生じているもの。

そのため、今回のやり方で対応を行えば問題ない。

加えて質疑応答や現地調査の際に説明があったとおり、夜間といっても、閉店時間の十時から駐車場利用可能時間である十時半までの三十分間の中で生じる予測でもあり、現実問題から見ても大きな問題がないと見てよいと考える。

その他の事項に関しても、特段問題ない。

(会 長) 本日欠席の委員から、現地調査等で現場付近を通った際、右折入庫している車が見受けられたため、右折出入庫の禁止については、徹底するようぜひお願いしたいという申し出があった。

(事 務 局) 設置者に伝える。

(委 員) 同じ意見となるが、右折出入庫を禁止するため、看板を設置するという対策については、出入口付近に看板を置いてもあまり意味はなく、出入口から外れた位置に何個か右折出入庫を禁止する案内看板を立てなければ、右折しようとする車で渋滞が発生し、危険性も伴うのではと思う。

(事 務 局) 審議会において、こういった話があったことを設置者に伝える。

(会 長) 他になければ、審議案件については「意見なし」と答申してよろしいか。

(異議なし)

(会 長) 「(仮称)ダイレックス湯村店」について、意見を述べる必要はない旨を審議会として答申する。

(2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出の処理状況について

(事 務 局) (届出の処理状況、手続終了案件の届出概要について報告)

※ 報告に関して、委員からの質問、意見なし。

以上